

# 清瀨市雨水浸透施設設置基準

## 1. 目的

この設置基準は、清瀬市雨水浸透施設設置助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）の雨水浸透施設の設置にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 設置禁止区域

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- (2) 前号に掲げるもののほか、雨水浸透施設を設置することにより安全性等が損なわれるおそれのある区域

## 3. 目標浸透雨水量

雨水浸透施設の目標浸透雨水量は、最低限時間降雨強度 20 mm 程度を浸透出来る規模とする。

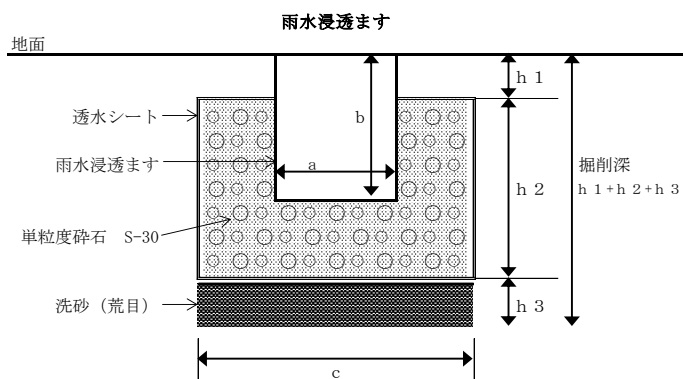
## 4. 雨水浸透施設の構造及び浸透能力

雨水浸透施設の構造と浸透量は次の値を標準とする。

表1 雨水浸透ますの構造及び浸透能力

型番	ますの径 a (mm)	深さ b (mm)	土被り h1 (mm)	砕石高 h2 (mm)	砂層厚 h3 (mm)	施設幅 c (mm)	設計水頭 (h2+h3) (m)	比浸透量 ( $m^2$ )	単位浸透量 ( $m^3 / (個 \cdot hr)$ )	空隙貯留量 ( $m^3 / 個$ )	単位貯留・ 浸透量 ( $m^3 / (個 \cdot hr)$ )
P I	150	400	100	390	25	300	0.415	2.066	0.234	0.016	0.250
II	200	400	100	390	25	400	0.415	2.679	0.304	0.028	0.332
III	250	500	100	510	30	500	0.540	4.010	0.455	0.057	0.512
IV	300	500	100	510	30	600	0.540	4.722	0.535	0.083	0.618
V	350	600	100	630	35	700	0.665	6.384	0.724	0.139	0.863
VI	400	600	100	630	35	800	0.665	7.196	0.816	0.182	0.998
VII	500	800	100	800	50	1000	0.930	11.582	1.313	0.397	1.710

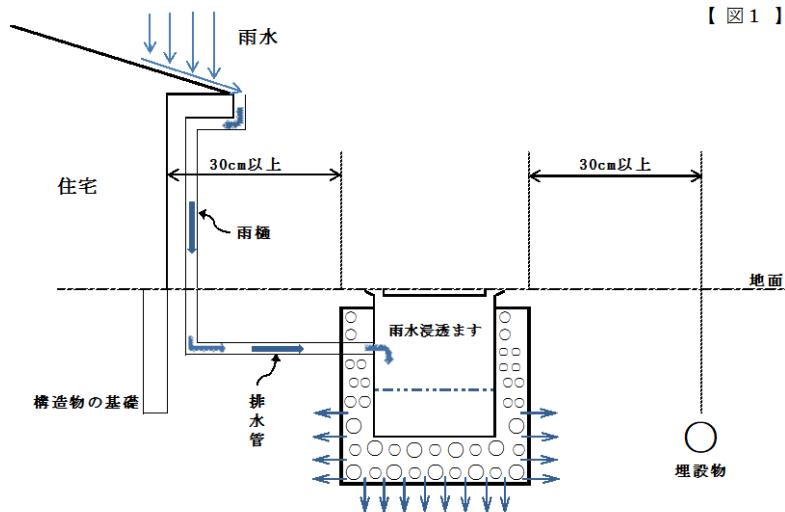
※東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）



## 5. 設置位置

雨水浸透施設の設置にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 浸透機能が効果的に発揮するように、施設の配置に十分留意すること。
- (2) 建物等の構造や地下埋設物に対し安全上支障がないようにすること。
- (3) 地下水位より高い位置へ設置すること。
- (4) 設置位置は、図1のように、浸透水により構造物の基礎及び使用している埋設物が悪影響を受けない距離（概ね30cm以上）を確保すること。また、2基以上設置する場合は、浸透に影響が出ないように配置し、原則として1.5m以上離れた位置に設置すること。
- (5) 擁壁上部、斜面の近傍は、下水道課と協議のうえ、設置すること。
- (6) 有害物質の流出のおそれがある事業場など汚染が地下水に影響を及ぼすおそれがある場所は、十分な検討を行い設置すること。



## 6. 施工

雨水浸透施設は自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するとともに、大量の降雨時でも構造的に安定となるよう、次の事項に留意し施工すること。

### (1) 掘削工

掘削は原則として人力で行い、余掘りは行なわないこと。

### (2) 敷砂工

浸透底面は、締め固めを行わず、直ちにフィルター層として敷砂（洗砂）を敷きならすこと。

敷砂は足で敷き固めを行い、タンパ等の機械転圧は行わないこと。

(3) 透水シート工（底面・側面）

雨水浸透施設に土砂等の流入を防ぐため、充填材の回りに目詰まり防止シート（以下、「シート」という。）を設けること。また、シートはポリエステル等で引張り強度、腐食等の面で長期に耐え、通水性を有するものとする。

(4) 碎石の充填工（底面）

浸透面の保護と貯留量をできるだけ多く確保するため、充填材として単粒度碎石 S-30（2種4号）を使用すること。

※再生単粒度碎石使用可とする。

充填材の投入にあたっては、雨水浸透施設内に土砂が混入しないようにすること。

(5) 碎石の充填工（側部・上部）

碎石はシートを引き込まないように充填する。

(6) 透水シート工（上面）

充填碎石工が終了後、埋戻しを行う前に充填碎石の上面にシートで覆う。

(7) 埋戻し工

ゴミ、土砂等が雨水浸透施設内の内部に入らないよう慎重に行うこと。

(8) 施工完了後、雨水浸透施設の清掃と浸透の確認を行うこと。

## 7. 工事写真

工事写真を撮影する場合、寸法や位置等が確認できるように黒板、ポール等を添えるとともに、背景面が変わらぬように撮影すること。また、撮影は次に掲げる工程とする。

(1) 施工前（現在の状況）

(2) 施工中1（シート敷後で、まず設置時）

(3) 施工中2（雨樋から浸透ますまでの配管布設時）

(4) 施工中3（単粒度碎石の敷均し完了時）

(5) 工事完了（施行後の状況）

## 8. 標準工事費

要綱第6条に規定する標準工事単価は次に掲げる標準工事費単価表による。なお、当該単価表に記載のない雨水浸透ます及び助成対象の住宅等に既設する雨樋（雨樋のない住宅等については雨樋を含む。）から雨水浸透

ますに接続するための排水管等の付帯工事については要綱の対象外とする。

標準工事費単価表（税抜き）

規	格	標準工事費単価
雨水浸透ます	口径 150 mm	26,000 円 / 基
	口径 200 mm	35,000 円 / 基
	口径 250 mm	55,000 円 / 基
	口径 300 mm	66,000 円 / 基
	口径 350 mm	93,000 円 / 基
	口径 400 mm	107,000 円 / 基
	口径 500 mm	184,000 円 / 基

#### 9. その他

この設置基準に定めるもののほか必要な事項は、東京都雨水貯留・浸透施設技術指針に準拠するものとする。

附則 この設置基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この設置基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この設置基準は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この設置基準は、令和3年5月17日から施行する。

附則 この設置基準は、令和5年5月2日から施行する。

附則 この設置基準は、令和6年5月21日から施行する。